

春日井市消費生活センターだより

令和5年度 第1号



令和5年5月

春日井市 市民生活部 市民活動推進課 消費生活担当発行

1. 令和5年度の春日井市での相談概要

令和4年度に春日井市消費生活センターで受け付けた相談件数は1,043件となり、令和3年度の981件と比較すると62件、**6.3%の増加**となりました。令和4年度から、対応できる相談員の数を増やしたり、相談の予約が出来るようにしたことにより、相談件数が増えたものと思われます。

令和4年度に多く寄せられた相談は次の表の通りとなります。

順位	相談内容	件数
1	ネットトレード (定期購入以外)	208
2	定期購入	147
3	苦情・接客対応	58
4	内職・副業商法	37
5	訪問販売・購入	33
	携帯電話・ 通信契約トラブル	33

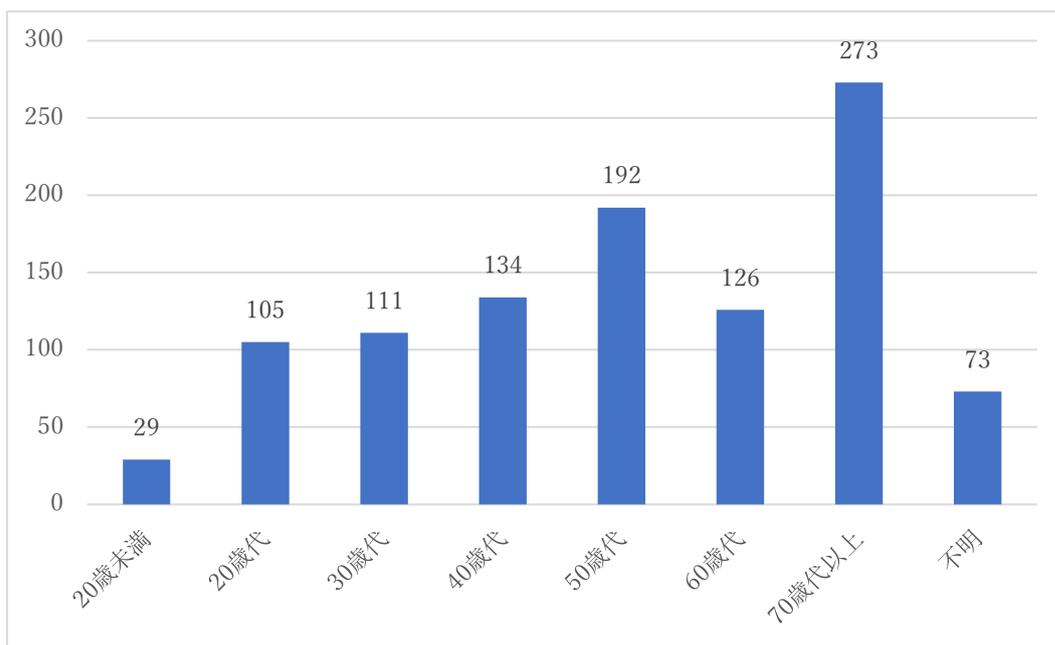


ここ数年の傾向として、ネットショッピングに関する相談が非常に多くなっており、2位の定期購入も、ネットでゲームや動画を見ている際に流れる広告がきっかけとなり、ネットショッピングにて多く発生しています。

消費者としては、あまりにも安すぎるショッピングサイトは偽サイトの危険性を疑うこと、購入の最終確認画面をよく読み、意図しない定期購入の契約になっていないか注意すること等が、トラブルを未然に防ぐために重要となっています。

令和4年度の相談者の年齢別割合としては、次の表の通りとなっています。令和3年度に約20%を占めていた20歳代の相談割合は、約10%に半減しました。一方で、70歳代以上の相談件数は、前年度と同水準の約26%をしめており、依

然、高齢者の消費者トラブルは多い状況となっております。



2. 相談員が選ぶ 今注意すべき相談ピックアップ

◆ 新手法の点検商法に御用心



点検商法とは、業者が「無料で点検します」という口実で家に訪問し、点検をお願いすると、「このままでは危険」と不安をあおり、本当に必要かどうか怪しい工事を、高額で契約させる手口です。

点検商法によくある事例として、屋根や外壁の工事がありますが、春日井市では、ガスの工事業者による点検商法が疑われる相談が相次ぎましたので、紹介します。

相談者：80代男性	
相談内容	「ガスの点検で訪問したい」と電話があり、使用中のガス会社の人と思い、来訪を了解した。2人の男性が来訪し、屋外と屋内のガス器具を点検した。その後、外のガス器具を点検していた男性から「このガス器具は2年持たない。部品はすぐなくなる。すぐに取り替えないと」と言われ、20万円以上の工事を勧められた。さらにどうせ工事をするならと、ガス給湯器、キッチン水栓、洗面水栓の交換工事を勧められ、約60万円の契約を結んでしまった。

相談者：80代女性	
相談内容	「給湯器の点検に行きます」と電話があり、以前ガス給湯器を契約した業者だと思い、来てもらう事にした。業者は、「給湯器が古いので交換した方がいい」と言い、高額な契約を結んだ。その後、不審に思って、ガス給湯器をつけた業者に電話をしたら、知らない業者だと言われたので、クーリング・オフをしたい。

相談者：70代男性	
相談内容	給湯器を点検すると電話があり、少し前に給湯器を修理した業者だと思い、翌日来てもらった。業者は、お湯の出具合を確認し「給水管と給湯管が劣化している。修理が必要だ」と言った。給水管等を見ていないのに劣化がわかるのかと聞くと、築年数を聞かれ「40年過ぎると交換した方がいい」と説明された。見積書を希望すると、書類を持ってきて100万円を超える金額であった。しかも、見積書だと思っていた書類は、工事請負契約書であった。



相談員からのアドバイス

～点検商法の対処法～

- 業者の説明を鵜呑みにしない。
 - 必要なら、複数の業者から見積もりをとりましょう。
 - 要らなければ、きっぱりと断りましょう。
 - 訪問販売の場合、契約締結から8日間クーリング・オフが可能です。
- ※期間を過ぎていても、勧誘に問題があれば、解約できる可能性があります。

この契約おかしいな、と思ったら消費生活センターに相談しましょう！！

春日井市消費生活センター
 春日井市 市民生活部 市民活動推進課（3階）
 受付 月曜日～金曜日（祝日除く）
 午前10時～正午 午後1時～午後3時
 電話 85-6616

取り上げて欲しいテーマ等があれば、上記連絡先にご連絡下さい。